

## 軽自動車税種別割・自動車税種別割の申告について

軽自動車税種別割および自動車税種別割は、毎年4月1日に登録されている車両の所有者（または使用者）に課税されます。対象車両を新たに購入、譲渡または廃車した場合には、下記の場所において申告を行う必要があります。

また、住所の変更があった方については、併せて車両の住所変更の申告を速やかにしていただく必要がありますので、ご注意ください。

現在、使用または所有をしていない車両についても、名義変更および廃車の手続きをしないまま4月1日を過ぎてしまうと翌年度以降も税金がかかりますので、忘れずに申告をしてください。

自動車税種別割納税通知書の送付先変更については札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページにて変更が可能です。

※札幌道税事務所および道税ホームページでは名義変更はできませんのでご了承ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.html>

### 軽自動車税種別割・自動車税種別割の申告窓口

車 種	申 告 場 所
原動機付自転車 (125cc以下のバイクなど)	幌延町役場住民生活課税務住民係 電話 5-1112(住民生活課直通)
小型特殊自動車 農耕作業用トラクター 一定規格以下のタイヤショベルなど	問寒別出張所 電話 6-5006
軽自動車 660cc以下(3輪・4輪のものなど)	軽自動車検査協会旭川事務所 旭川市春光6条5丁目1番23号 電話 050-3816-1765
2輪の小型自動車 125ccを超え250cc以下のバイク 250ccを超えるバイク	国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局 旭川市春光町10番地1 電話 050-5540-2003
普通自動車	国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局 旭川市春光町10番地1 電話 050-5540-2003 札幌道税事務所自動車税部 電話 011-746-1197

### Q & A

Q 1	小型特殊自動車は公道を走行せず、敷地内のみで使用しているので、課税対象外ですか？																	
A 1	公道を走行する・しないにかかわらず、4月1日現在で所有している車両は課税の対象になります。																	
Q 2	小型特殊自動車の課税標識(ナンバープレート)を取り付けていれば、公道を走行できますか？																	
A 2	小型特殊自動車の課税標識(ナンバープレート)は課税されていることを表すもので、公道を走行するための許可証ではありません。公道を走行できるのは、国土交通省の型式認定番号を受け、道路運送車両の技術基準(保安基準)の適合性を確保できる車両です。																	
	詳しくはこちらから→ <a href="https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000231912.pdf">https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000231912.pdf</a>																	
Q 3	小型特殊自動車に該当する要件はどのようになっていますか？																	
A 3	小型特殊自動車に該当する要件は下表のとおりで、要件を超える特殊自動車は大型特殊自動車に該当します。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>構 造</th> <th>最 高 速 度</th> <th>長 さ</th> <th>幅</th> <th>高 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕用</td> <td>最高速度35km/h未満</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>最高速度15km/h</td> <td>4.7m以下</td> <td>1.7m以下</td> <td>2.8m以下</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	構 造	最 高 速 度	長 さ	幅	高 さ	小型特殊自動車	農耕用	最高速度35km/h未満	—	—	—	その他	最高速度15km/h	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下
種 類	構 造	最 高 速 度	長 さ	幅	高 さ													
小型特殊自動車	農耕用	最高速度35km/h未満	—	—	—													
	その他	最高速度15km/h	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下													
Q 4	大型特殊自動車を所有しているが、軽自動車税種別割は賦課されますか？																	
A 4	大型特殊自動車は軽自動車税種別割ではなく、固定資産税(償却資産)の対象となるため、償却資産の申告が必要です。																	



お問い合わせ先:住民生活課 税務住民係 電話 5-1112 告知端末機 5-8812